

所得税などの申告は、e-Taxをご利用ください

国税庁ホームページから e-Tax !

- 1 国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。
- 2 マイナポータル連携をすると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書へ自動で入力することができます。

(注) マイナンバーカード読取対応のスマートフォンがあればご利用可能です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

「さあ自宅で e-Tax ! 確定申告書等作成コーナーから」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/01.pdf)



「マイナポータル連携で確定申告書に自動入力！」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/03.pdf)



e-Tax を利用するメリット !

- 税務署に行かずに自宅から申告。
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要。
 - ※ 法定申告期限等から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。
- 自宅から e-Tax で提出された還付申告は、3週間程度で還付。
- 確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能。
 - ※ メンテナンス時間を除きます。

(注) 源泉徴収票の提出又は提示は不要です。

医療費の領収書の提出又は提示は不要です(代わりに、医療費控除の明細書の提出が必要です)。



確定申告に関する情報は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

※ 確定申告書等作成コーナー、e-Taxソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方のお問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ 電話番号 0570-01-5901

※ マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルへ 電話番号 0120-95-0178